大阪２１世紀の新環境総合計画の一部見直しについて

資料９－１

環境審議会からのご意見（平成26年11月）

環境総合計画部会の指摘に基づき、計画の一部見直しについて検討する必要がある。

・計画の一部の目標、施策・事業の展開や工程について、国の施策等を踏まえ、また、より施策効果が高まるよう、見直しを検討すること。

・「低炭素・省エネルギー社会の構築」の分野において、新たな計画等との整合を図る。

主な見直し内容

○各分野における目標（2020年）と見直し箇所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分　野 | 現行の目標（2020年） | 見直し内容 |
| Ⅱ-1 低炭素・省エネルギー社会の構築 | ○国の取組と連動し、1990年度比で25%の温室効果ガス排出量を削減する。 | ○温室効果ガス排出量を2005年度比7%減 |
| * 府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を50％に増やす。
* 府域の太陽光発電の導入によるCO2 削減量を2009年度比で30倍以上に増やす。
 | （削除）　※個別の目標は大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に記載。 |
| Ⅱ-2 資源循環型社会の構築 | ○資源の循環をさらに促進する。 | （変更なし） |
| * 一般廃棄物：リサイクル率を倍増する。（2008年度比）
* 産業廃棄物：リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減（2010年度実績を踏まえて定める）
 | * 一般廃棄物：（変更なし）
* 産業廃棄物：リサイクル等の推進により、最終処分量を48万トン以下とする。
 |
| ○リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。 | （変更なし） |
| * リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。
* 資源物を分別している府民の割合を概ね100％にする。
 | （変更なし） |
| Ⅱ-3 全てのいのちが共生する社会の構築 | ○生物多様性の府民認知度を70％以上にする。 | （変更なし） |
| ○生物多様性の損失を止める行動を拡大する。 | （変更なし） |
| * 活動する府民を30%増加する。（7万人→9万人）
* 保安林や鳥獣保護区等の地域指定を新たに2000ha拡大する。
 | * 活動する府民の割合を倍増する。（2014年6.0%）
* （変更なし）
 |

○各分野における施策部分の見直し箇所

<Ⅱ-1 低炭素・省エネルギー社会の構築>

【施策の方向】欄

・「産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組み推進」

　　　　　　⇒　「家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組み推進」に見直し。

　　　・「地球温暖化に対する適応策、ヒートアイランド対策の推進」を追加

【主な施策】欄

・H27.3に策定した大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にあわせ、地球温暖化に対する適応策の記述の追加等見直し。

<Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進>

 　　・H27.3に策定した「おおさかヒートアイランド対策推進計画」にあわせ、「ヒートアイランド現象の緩和」の項を「ヒートアイランド対策」として、ヒートアイランドに対する適応策の記述の追加等見直し。

○表現の見直し箇所　「Ⅳ 《施策推進に当たっての視点》環境と成長の両立に向けて」

⇒　「Ⅳ 《施策推進に当たっての視点》持続可能な環境・経済・社会の実現」

○その他、各分野の工程表を修正



（参考）

大阪２１世紀の新環境総合計画の分野構成